

議決された条例関係議案

中小企業融資条例改正など

今定例会では、市長から十一件の条例関係議案が提出されました。主な議案の内容は次のとおりです。

【条例の一部改正議案】

《総員の賛成で可決》

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例

店舗や事務所等を併設する中高層共同住宅について、開発事業完了後に、店舗や事務所等を住戸に変更し、現行の条例に規定している住戸数を超えてしまう事例が出てきました。そのため、中高層共同住宅に店舗や事務所等を併設する場合に、事業区域面積から店舗や事務所等の床面積相当分の事業区域面積を除いた上で、住戸数を算出するように改めるほか、ワンルーム建築物についての定義を明確化するなど規定の整備をし、公布の日(平成二十一年三月十三日)から施行しますが、店舗や事務所等を併設した中高層共同住宅の戸数の算出に係る規定は、平成二十一年十月一日から施行しようとするものです。

鎌倉市中小企業融資条例

世界同時不況の影響がますます深刻化する中、中小企業融資制度の拡充に続く追加金融対策として、事業資金の融資限度額を現行の八百万円から一千五百万円に、経営安定資金の融資限度額を現行の一千万円から一千五百万円に、それぞれ引き上げ、平成二十一年四月一日から施行しようとするものです。

鎌倉市まちづくり条例

市民との協働のまちづくりを推進するため、専門家を派遣できる制度の対象を自主まちづくり計画だけではなく、地区計画や建築協定など幅広く支援できる仕組みとし、平成二十一年四月一日から施行しようとするものです。

鎌倉市介護保険条例

平成二十一年度から二十三年度までの第一号被保険者の保険料基準額を、第四期介護保険事業計画による給付費等の増加を見込み、年額四万二千九百六十円から四万六千八百十円に引き上げるとともに、介護保険法施行令の改正等に

伴い、保険料率の区分を八段階方式から十三段階方式に変更し、平成二十一年四月一日から施行しようとするものです。

【条例の制定議案】

《総員の賛成で可決》

鎌倉市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

国の緊急特別対策の一環として、平成二十一年度から行われる介護報酬改定により介護従事者の処遇改善を図るとともに、それに伴う第一号被保険者の介護保険料の急激な上昇を抑制するための財源として交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を適正に管理運営するため、新たに基金を設置し、必要な事項を定め、公布の日(平成二十一年三月十三日)から施行し、平成二十四年三月三十一日をもって失効しようとするもの

鎌倉市議会委員会条例

平成二十一年十二月定例会で鎌倉市事務分掌条例が改正され、平成二十一年四月一日から施行されることに伴い、常任委員会の所管事項について、観光厚生常任委員会の所管のうち、こども部をこどもみらい部に、建設常任委員会の所管のうち、都市計画部を都市調整部に改めるとともに、建

設常任委員会の所管に、新設されるまちづくり政策部を加え、平成二十一年四月一日から施行しようとするものです。

【条例の一部改正議案】

《総員の賛成で可決》

鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例

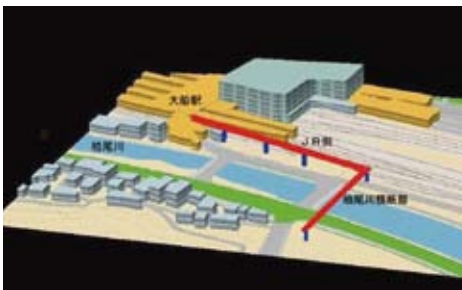
少子化対策・子育て支援の一環として、小児医療費助成制度のさらなる充実を図るため、平成二十一年十月一日か

設常任委員会の所管に、新設されるまちづくり政策部を加え、平成二十一年四月一日から施行しようとするものです。

工事請負契約の締結

大船駅西口ペデストリアンデッキ(歩行者デッキ)等整備工事大船駅西口地区について、戸田建設株式会社横浜支店と工事請負契約を締結するもので、契約金額は十二億八千六百二十五万円です。工事のしゅん工期限は、平成二十三年三月の予定です。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。



大船駅西口歩行者デッキイメージ図



柏尾川横断面イメージ図

不動産の取得

今定例会に不動産を取得するための議案が二件提出されました。

鎌倉市土地開発公社が代行取得していた鎌倉広町緑地及び鎌倉中央公園拡大区域(台峯)用地を取得するものです。

鎌倉広町緑地の土地の所在は、鎌倉市腰越字室ヶ谷八一四番ほか六筆、地目は山林、宅地、田及び畑、面積は一万四千九百四十八・五五平方メートル、取得価格は四億五千九百九十八万八千九百九十九円、取得価格は四億五

千九百九十八万八千九百九十九円、鎌倉中央公園拡大区域(台峯)の土地の所在は、鎌倉市山崎字台峯二六三六番ほか五十八筆、地目は田、山林及び宅地、面積は二万九千二百二十・六七平方メートル、取得価格は六億六千七百七十七万九千九百六十四円です。

議会では、これら二件について、いずれも多数の賛成により原案を可決しました。

特別委員会

岡本二丁目マンション計画調査特別委員会

調査を終了

岡本二丁目マンション計画許可取り消し等に関する調査特別委員会では、現地調査を含め、これまで付議事件に関する各種資料の調査、市職員、退職者及び事業者、近隣住民を説明員または参考人として出席を要し、意見の聴取を行うなど、事実関係の調査を行いました。委員長の報告を承認し、調査を終了しました。

全員協議会



今定例会前の二月二日に議会全員協議会を開催し、市長から次の報告を受けました。

●固定資産税・都市計画税(家屋)の一部課税誤りについて

平成九年度から平成二十年までの十二年間にわたり、固定資産税及び都市計画税を過大に賦課・徴収していたことが判明した。

課税誤りの対象家屋は、一般的な木造住宅において、建築後二十年または二十五年が経過した家屋で、対象棟数は一万三千四百九十六棟。対象納税者数は一万二千二百三十七人。過大に賦課した金額約一億六千四百万円、利息相当分を含め約一億七千四百万円となる。

原因は、システム作成の指示誤りや固定資産評価基準に基づく評価替え時の確認不足であり、再発防止策として、システムやプログラムに関連する各業務について再確認

し、業務に対する取り組み姿勢や意識を見直し、改善に努めていくとともに、今後、還付に向けて、できるだけ速やかに対応していきたい。

編集後記

桜の開花が早まり入式までもつかと心配されましたが、花冷えとなったおかげで満開の桜が新入生を迎え入れてくれました。しかも後半は、春の嵐もなく暖かい穏やかな日々が続き、桜を長く満喫することができました。桜の開花宣言が年々早まっています。暖かい日は、過ごしやす

議会広報委員会

- | | |
|------|--------|
| 委員長 | 高野 洋一 |
| 副委員長 | 前川 綾子 |
| 委員 | 早稲田 夕季 |
| 委員 | 久坂 くにえ |
| 委員 | 納所 輝次 |
| 委員 | 石川 寿美 |